

公益財団法人北海道農業公社
平成26年度 第2回入札監視委員会審議概要

開催日 平成26年10月23日(木)
場 所 公益財団法人北海道農業公社 5階会議室
委員長 伊藤 隆道 (弁護士)
委 員 太田 武司 (公認会計士、税理士)
委 員 長澤 徹明 (北海道大学名誉教授)

議事等

1 報告事項

- (1) 平成25年度発注工事等審議結果について
- (2) 平成26年度現地調査について
- (3) 平成26年度上期(4月～9月)入札執行状況について
- (4) 平成26年度上期(4月～9月)入札結果に関する抽出案件について

2 審議事項

- (1) 平成26年度上期(4月～9月)に関する抽出案件の審議について【総件数6件】

○建設工事【制限付一般競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 沼川南部地区 第2工区
- イ 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 計根別東西部地区 第2工区

○建設工事【工事希望型指名競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 大成本別地区 第62工区

○建設工事【指名競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) 美瑛地区 第63工区
- イ 公社営農場リース事業 26沼川地区 第2工区

○委託業務【指名競争入札】

- ア 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業) あさひ上風連地区 第3委託

【審議概要】

委員からの意見・質問等、それに対する回答・説明等の概要は次のとおり。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<p>○制限付一般競争入札</p> <ul style="list-style-type: none">1 件目及び2 件目の舗装工事で求めている資格等級について、1 件目はA等級としているが、2 件目ではB等級としている。発注等級区分について説明願いたい。1 件目及び2 件目の工事については、どちらも舗装工事を含む工事内容となっている。これらの舗装工事に配置する技術者については、1 件目は1 級土木施工管理技士などの1 級の技術者を求めているのに対し、2 件目は2 級の者でもよいこととしている。この入札参加資格要件の違いについて確認したい。	<ul style="list-style-type: none">公社の舗装工事における発注標準については、予定価格が5 千万円以上の工事をA 等級、5 千万円未満の工事をB 等級と定めています。建設業法上、元請が一定額（土木工事等の場合3 千万円、建築工事では4 千5 百万円）以上の工事を下請させる場合は監理技術者の配置が必要です。 この監理技術者に必要な資格が1 級土木施工管理技士などの1 級系の技術者となっており、主任技術者についても発注工事の規模等に応じて、監理技術者の配置が想定される工区については、1 級系の技術者の配置を入札参加資格要件として求めているものです。 なお、2 件目の工区につきましては、舗装工事における予定価格の額が一定額以上の下請をさせる額に満たないことから、2 級系の技術者の配置でもよいこととしております。
<p>○工事希望型指名競争入札</p> <ul style="list-style-type: none">工事希望型指名競争入札においては、入札手続の中で入札参加希望者に対し、本工事についての技術提案書の提出を求めている。その内容は競争するうえでどのように評価・反映されているのか。国などが実施している総合評価方式で行うような評価は特にしていないということだと思うが、評価をしないのであれば、技術提案書を求める意味がないのではないか。	<ul style="list-style-type: none">技術提案書は、入札参加希望者の当該工事に対する技術的適正等を把握するために提出を求めています。工事希望型における技術提案書については、設置する機器の取扱いがあることや、工事施工場所付近に営業所等がありアフターサービス等の対応が可能であることなどの基本的な内容を満たしていれば、入札参加資格要件を満たしているものと判断しております。建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事に対する技術的適性を把握するということが、工事希望型指名競争入札の趣旨であることから、入札参加希望者に対し技術提案書の提出を求めています。よく検討していきたいと思っております。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 客観的な評価を行わない技術提案書に対し、入札参加者はどのような認識を持って提出されているものと考えているか。 <p>○指名競争入札（建設工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工区については、1回目の入札手続きで入札応札者がいない入札不調、2回目の入札手続きで予定価格を下回る入札がない入札不調が発生し、3回目の入札手続きにおいて落札決定に至ったという経緯があり、この3回目の予定価格の設定に当たっては、国土交通省などでも取り組まれている、実勢価格に応じた予定価格の設定を行ったとの説明があった。 なぜ、入札手続き1回目、この実勢価格に応じた予定価格の設定を行わなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な機械器具設置工事と異なり、家畜の生態に密接に関わる施設であることから、環境対策や安全対策などについては、技術提案書の記載内容に基づき工事の実施を行うといった認識を持って、入札参加されているものと考えております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実勢価格に応じた予定価格の設定等につきましては、実勢価格との乖離のおそれがある場合（不落となった場合等）などで取り組むべき方法であり、本工区では2回目の入札手続きにおいて、予定価格を下回る入札がない入札不調が発生した結果、見積りによる実勢単価を採用した経緯にあります。

注) 一部重複する確認事項等については除くものとする。